

2022年4月1日から(令和4年)

成年年齢が18歳 になります。

お子さんの消費者トラブルを防ぎましょう。



現在の高校2年生以下(2004年(平成16年)4月2日以降生まれ)の生徒は、
18歳の誕生日に成人となります。

成人になると、自分で様々な契約(高額商品の購入、賃貸契約、ローン・クレジット契約など)を結ぶことができるようになりますが、一方で、自分でその支払いや返済などに責任を取らなければなりません。

高校在学中に成人となるため、保護者の皆様も今からいっしょに準備をしましょう。



成年年齢が引き下げられると何が変わるの？

成年年齢が引き下げられると、いままで未成年者として法律で保護されてきた18歳・19歳は、保護を受けられなくなります。そのため、悪質商法や詐欺的な勧誘による消費者トラブルの増加が懸念されています。

「法律の保護」ってどんなもの？

民法では、判断力の未熟な未成年者が不利益を受けまい、未成年者が保護者の同意を得ずに行った契約は、原則として取り消すことができると規定されています。（未成年者取消権）

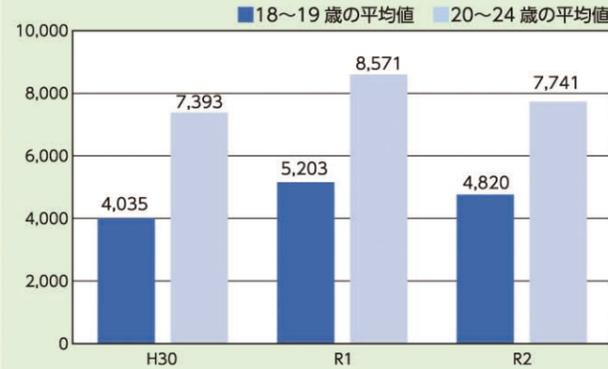
保護が受けられなくなるとどうなるの？

思い違いや、強引な勧誘により契約した場合でも、取り消すことが難しくなります。

悪質なケースでは、未成年者には勧誘をせず、成人になるのを待って高額な契約を持ちかける事例がみられます。

成人前の18～19歳に比べ、成人後の20～24歳の相談件数は、概ね1.5倍になっています。
現在、20歳前半（20歳～24歳）で多くみられる消費者トラブルに、2022年（令和4年）4月からは成人になったばかりの18歳・19歳も巻き込まれるおそれがあります。

成人前後の消費生活相談件数の比較（全国）



参考：国民生活センター 令和3年4月8日発表資料
狙われる!? 18歳・19歳「金」と「美」の消費者トラブルに気をつけて!

若者の消費者トラブルの原因は？

- 知識・経験が少ないため、契約の内容が十分理解できなかつたり確認しないままでも同意してしまう。
- 強引に言われると、うまく断ることができない。
- 容姿や収入、就職活動などの悩みや不安につけこまれると、冷静な判断ができない。
- インターネットやSNS上の素性の分からない人のことを簡単に信用してしまう。



消費者トラブルにあわないためには？

- 契約する前には、納得できるまでよく確認する
- うまい話をうのみにしない
- 契約を急かされたら、勇気を出してきっぱり断る
- よく分からない相手のことを簡単に信用しない
- 借金を勧める業者は要注意

普段から以下のことを意識して、成人になるまでにお子さんと一緒に少しずつ準備しましょう。

- 「自分は大丈夫」と過信しない
- 最新の消費者トラブル事例や手口などに関心をもつ
- ネットリテラシー・金融リテラシーを身につける

若者があいやすい消費者トラブルの事例

このほかにも、一人暮らしがきっかけのトラブル（不動産の賃借、新聞購読、インターネット接続回線契約等）や、留学のあっせん・就職活動の際の高額なセミナーや、簡単に収入を得られるという情報商材の勧誘など、さまざまな消費者トラブルが起っています。金銭面での損失以外にも、個人情報を知られてしまうというリスクにも注意が必要です。

1

インターネット通販



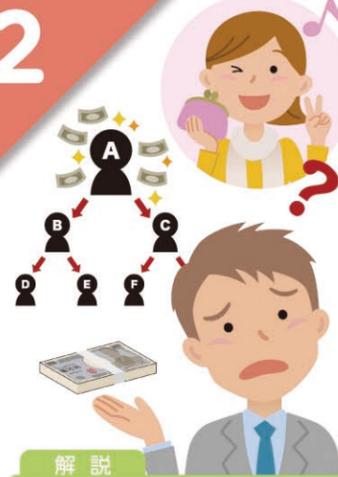
スマホで「初回 100円」の広告を見て、お試しのつもりでサプリメントを申し込んだが、1か月後、2回目の商品が届いた。スマホで広告を確認すると、4回の定期購入が条件で、総額3万円ということが小さい字で書かれていた。

解説

ここ数年インターネット通販のトラブルが増加しており、定期購入などの条件を見落とすケース、「注文しても商品が届かない」「粗悪品が届いた」などの詐欺的なサイトに関するトラブルが目立っています。悪質なサイトで購入してしまうと、被害を回復することは現実的に難しい場合が多く、信頼できるサイトかどうか見極めることが大切です。また、面倒がらずに契約内容・条件をしっかりと確認しましょう。

2

マルチ取引※



成人となった数日後、友人から紹介された人に「もうかる方法があるので100万円出資しないか」と持ち掛けられた。「お金がない」と断ったが、「すぐ元が取れる」と言われ、お金を借りて契約した。「2～3人勧誘すれば元が取れる」と説明され友人を勧誘しても、全員に断られた。解約・返金してほしいが、連絡がとれない。

解説

友人や同僚などから「マルチ取引」の勧誘をされることが多いため、断りにくく、トラブルに巻き込まれます。これまでは健康食品や化粧品など「物」が主流でしたが、最近は投資や副業に関する「実態のないもの」が増えています。友人関係のトラブルになることも多く、よく分からない勧誘ははっきりと断ることが大切です。

※マルチ取引…商品・サービスを契約した人が、次は自分がその商品等の勧誘者となって紹介料を得る取引の方法

3

エステや美容医療



必ず痩せるというエステのモニター募集広告を見て、店舗に向いたところ、20万円のコースを勧められた。母親に相談しようとしたが、「契約するなら今日中が得。もう成人なのだから、自分で決められるでしょう。」と急かされ、契約した。その後、思い直して解約を申し出たが、高額のカンセル料を請求された。

解説

エステや美容医療は、20歳代の女性に多い相談ですが、10歳代でも「脱毛エステ」などの相談がみられます。契約の前に、契約の内容や解約の条件、身体的なリスクなどについての説明が理解できたか、また、今すぐ施術する必要があるのかをよく考える必要があります。

保護者の方も、消費者トラブルを防ぐための最新の知識や手口を知って、アドバイスできるようにしましょう。

下記のホームページを参考にしてください。

- 福井県消費生活センター 「ジャンル別の相談事例集」、「新聞掲載情報（相談事例）」を紹介します」
- 独立行政法人国民生活センター 「身近な消費者トラブル Q&A」、「各種相談の件数や傾向」

クーリング・オフは万能ではありません。

クーリング・オフは、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売（マルチ取引）、特定継続的役務提供（エステ、語学教室等）など法律で定められた取引で、一定の条件をみたす場合に、一定期間内であれば契約の解除ができる制度です。店舗購入や通信販売などは、クーリング・オフの対象にはなりません。申込（契約）の際に、細かい条件や説明についても面倒くさがらずに確認しましょう。

普段から断り方の訓練をしておきましょう。

「お金がない」という断り方は、「お金があれば買いたい」という意思表示と受け取られ、借金して契約するようせまられる場合があります。「いません」「契約しません」とはっきり簡潔に断りましょう。

インターネットで解決方法を調べる場合にも注意が必要です。

トラブルにあった際に、インターネットで参考情報を調べようとして、サイト検索の上位に挙がっている情報をうのみにして、さらにトラブルにあうというケースも見られます。ネットで調べる場合は、信頼できる情報かどうかを慎重に判断することが必要です。

困ったときには信頼できる専門機関に相談することも、大事なスキルの1つです。

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの、消費生活の困りごとは、もよりの消費生活センターに相談してください。

福井県消費生活センター

910-0858
福井市手寄1-4-1（AOSSA7階）
TEL：0776-22-1102
FAX：0776-22-8190

受付時間 9：00～17：00（祝日・年末年始以外は、土日も相談を受け付けています）
※嶺南消費生活センターは、第3日曜日が休館日です。
※新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

福井県嶺南消費生活センター

917-0069
小浜市小浜白鬚112（白鬚業務棟3階）
TEL：0770-52-7830
FAX：0770-52-7831



ホームページ
福井県 消費生活
検索

市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

★消費者ホットライン188（いやや）

188 にかけると音声によるガイダンスが流れます。操作が分からない場合はそのままお待ちいただければ、もよりの消費者相談窓口につながります。

※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です。

<安全安心ふくいツイッター>



消費に関する安全安心の情報を発信しています。ぜひ、フォローしてください。

@AnshinFukui



発行

福井県安全環境部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3-17-1 TEL：0776-20-0287 FAX：0776-20-0633

令和3年12月発行